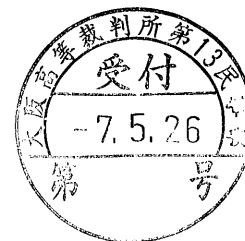


大阪高等裁判所令和7年（行サ）第22号 行政上告提起事件  
上告人 A 外1名  
被上告人 国



## 上告理由書

2025年（令和7年）5月26日

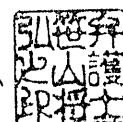
最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人

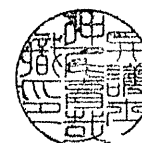
弁護士 植田 豊（主任）



同 笹山 将弘



同 仲尾 育哉



同 定岡 由紀子



同 金子 武嗣



原判決には、憲法違反があり、破棄を免れない。

## 第1 上告人らの求める裁判

上告人らは、即日告知・即日執行の行政運用が、憲法13条、31条、36条、自由権規約6条、7条に違反し、即日告知・即日執行による死刑執行を受ける義務のないことの確認（行政事件訴訟法上の当事者訴訟）と、国家賠償を請求してきた。

一審の大阪地裁は、2024（令和6）年4月15日に確認訴訟を却下し、国家賠償請求を棄却した。上告人らの控訴に伴い、大阪高裁は、2025（令和7）年3月17日、一審判決の確認訴訟の却下部分を破棄し、大阪地裁に審理を差し戻したが、国家賠償請求部分の控訴は棄却した（以下、大阪高裁の判決を「原判決」という。）。

上告人らは、国家賠償請求部分についても、確認訴訟と同様に、大阪地裁への差し戻しを求めるものである。本上告理由書においては、原判決の憲法違反について詳述する。

なお、原判決の判例及び法令違反については、別件の上告受理理由書で詳述している。

## 第2 原判決の判示

原判決は以下のとおり判示する。

「（1）控訴人らは、大阪地方検察庁検事正、大阪地方検察庁の執行指揮検察官及び大阪拘置所長等の死刑執行に関わる公務員らは、死刑確定者に対して、違法な本件運用による死刑執行をしてはならない義務を負うところ、同公務員らが同義務に違反して本件運用を維持していることは、控訴人らに対する不法行為を構成し、これにより、控訴人らの、①不服申立権（刑訴法502条）等の行使、②死刑執行以外に更なる苦痛を加えられない利益、③事前告知によって得られる『ささやかな癒し』（自己決定権）といった法益を侵害された旨主張する。

しかしながら、現時点においては、いまだ控訴人らに対して本件運用は適用されておらず、単に適用される蓋然性が高いというものにすぎない。控訴人らにおいては、本件確認の訴えで勝訴することによって、本件運用は改められ、その適用を免れることが期待できる。そうすると、仮に本件運用が違憲、違法であるとしても、将来において不法行為を構成する行為が行われる蓋然性が高いというにすぎず、控訴

人らの死刑執行に関わる（であろう）公務員らが本件運用を維持していることをもって、直ちに控訴人らの主張する法益を侵害する不法行為に該当するものと認めることはできない。

したがって、控訴人らの上記主張は、採用することができない。

（２）よって、その余の点について判断するまでもなく、本件各賠償請求は、いずれも理由がないというべきである。」

（下線は上告人ら訴訟代理人が付した。以下、引用箇所について同じ）

要するに、原判決は、上告人らに対する将来の死刑執行時に即日告知・即日執行の行政運用が改められていれば、利益侵害は生じないと考えていることになる。すなわち、原判決は、現在では未だ上告人らの利益侵害は生じていないと捉えていることになる。

### 第３ 憲法違反

#### １ 上告人らの被侵害利益

上告人らが主張する被侵害利益の一つは、原判決の認定するように、「死刑執行以外に更なる苦痛を加えられない利益」である（原判決７頁）。

しかし、この利益侵害は既に現実に発生している。上告人らに対する将来の死刑執行時に即日告知・即日執行の行政運用が改められていれば、利益侵害は生じない、などとはいえない。

#### ２ 死刑執行以外に更なる苦痛を加えられない利益が既に侵害されている

##### （１）恐怖や苦痛の日々の蓄積

死刑執行以外に更なる苦痛を加えられない利益は現在既に侵害されており、上告人らを含む死刑確定者に死刑執行以外の更なる苦痛を既に加え続けている。このことは、以下に述べるような、即日告知・即日執行による死刑執行を見聞きした者の体験等から明らかである。

#### ア 今西貴大の目撃

##### （ア） 死刑以外の更なる恐怖や苦痛

大阪拘置所で、死刑確定者と同じフロアに（未決）勾留されていた今西貴大（高裁で無罪判決）は、死刑執行日の拘置所の状況を目撃した経験がある。

今西は、２０２１年１２月２１日の午前７時３０分の起床後しばらくした頃、その日に死刑が執行される死刑確定者の房に何人もの刑務官が駆けつけ、また、同じフロアの他の死刑確定者の収容房の窓を布で覆っていくのを目撃した。他の死刑確定者がパニックとなり、自室の報知器を押すなどして混乱する中で、

刑務官がその日に死刑を執行する死刑確定者を連行して行くという緊迫した状況を、今西は語っている。

パニックや混乱は、刑場への連行を見せないようにした結果、他の房の死刑確定者らにとっては一体何が行われているかが全く分からない状態になってしまったがために生じている。なぜ他の房の死刑確定者らに連行を見せないようにしているのか。それは、まさに今から命を奪おうとする者に、心の準備をする間を全く与えない運用、すなわち即日告知・即日執行を行っているがために他ならない。

「今日突然死刑執行を告知され、その後すぐに執行されるかもしれない」と死刑確定者が日々思わせられ、びくびくさせられているからこそ、実際に自分に死刑執行が告知された際に、必要以上に取り乱し、混乱し、暴れたり大声を上げたりする。例えば適切かは措くとして、お化け屋敷では必ずお化けが出てくることをわからせられていて、「ここでお化けが出るかもしれない」、「あそこでお化けが出るかもしれない」とびくびくさせられ続けているからこそ、実際にお化けが出てきた際に必要以上に驚き、大声を上げる。要するに、「今日執行され、今日命を奪われるかもしれない」と日々思わせられている状況があるからこそ、現に死刑を執行される死刑確定者は告知によって取り乱し、暴れたり狂乱したりする。

そういった取り乱したり暴れたりする者の刑場への連行は、まさに強制的で、力づくにならざるを得ない。その様を他の死刑確定者らが見ればどうなるか。彼ら彼女らもまた動揺し、取り乱し、混乱するだろう。それを防ぐためには窓を布で覆って「見せない」という選択しかない（しかし、「見せない」選択をした場合もやはり、今西が証言するように、「見せない」結果生じてしまうパニックや混乱を引き起こす。）。

もし即日告知・即日執行でなければどうなるか。現に死刑を執行されようとする者は、事前に心の準備をすることができる。もちろん告知の瞬間やその後しばらくは動揺し、混乱もするだろう。しかし、執行日当日までに死を受け入れる準備をすることができる。結果、執行日当日までに精神的に落ち着くことができる。少なくとも、告知後すぐに執行のために連行される場合と比べると、連行時の取り乱しや混乱は少なくなるだろうし、暴れたり大声を上げたり狂乱することもないだろう。

今西が目撃した他の死刑確定者の房の窓への目隠しは、現在の死刑執行告知が、今日これから死刑が執行されることになる死刑確定者を取り乱させ、混乱させ、狂乱させることを被上告人国も認識しているからこそ取られた措置といえる。そして、死刑確定者が死刑執行の告知の際に取り乱すのは、死刑確定者が毎日毎秒「今日突然執行されるかもしれない」とびくびくさせられながらの生活を余儀なくされているからである。毎日毎秒びくびくさせられ続けている状態は、実際の死刑執行よりも前に既に日々生じてしまっている。

即日告知・即日執行ゆえの恐怖や苦痛は、実際の死刑執行よりも前に既に日々発生し続け、蓄積し続けている。これは命を奪う刑罰である死刑執行以外の

「更なる苦痛」である。

(イ) 即日告知・即日執行は死刑確定者に知れ渡っている

上記の今西の目撃体験にあるように、被上告人国が他の死刑確定者らの房に目隠しをしたことや、その際に他の死刑確定者にパニックや混乱が生じたことから、即日告知・即日執行の実態は死刑確定者に知れ渡っている。

また、一死刑確定者である坂口弘の述べる認識からも、死刑確定者にとって即日告知・即日執行は周知の事実になっているといえる。すなわち、坂口は、

「刑務官は、確定者の室の扉を開けて死刑執行を告知すると、その場で確定者を拘束し、すぐ刑場に引致します。刑場の中には拘置所長が待機していて、彼が正式に死刑執行を告知します。終わると、確定者は緊縛され、手錠をかけられ、そのままの恰好で処刑台に連行され、そこで首縄をかけられ、踏み板を外されて、首吊り状態で殺されるのです。この流れの中で、私たち死刑確定者は異議を申し立てることができません。執行に対して異議の申し立てができないように仕組まれているのです。」

「死刑を告知されると、死刑囚は部屋の片付けもできません。下着を取り替えることも不可能です。遺書を書くことも満足にさせてもらえません。・・・そして、最初の告知から長くても一時間ほどで首をくくられて殺されてしまうのです。」

と述べている（甲B2・168、169頁）。

よって、死刑確定者は、即日告知・即日執行であることを嫌という程知らされている。「明日はわが身」だと思って、いつ執行されるかわからない恐怖や苦痛を日常的に日々経験させられている。

イ 袴田巖の体験

(ア) 死刑判決を受けた者としての極めて長期間に及ぶ勾留及び拘置

2024年9月26日、いわゆる袴田事件の再審公判で、静岡地裁は、袴田に無罪判決を言い渡し、その判決は確定した。

1966年8月18日に袴田は逮捕され、同年9月9日に起訴された。袴田は公判で一貫して無罪を主張するが、1968年9月11日に静岡地裁が死刑判決を言い渡し、その後、最高裁で1980年12月12日死刑判決が確定した。第2次再審請求で静岡地裁が再審開始決定し、2014年3月27日に袴田は釈放された。2023年3月に再審決定が確定し、同年10月27日から静岡地裁で再審公判が行われた。

このように袴田は、1966年8月の逮捕から1980年12月の判決確定まで14年間被疑者として勾留され、判決確定から2014年3月に釈放されるまで34年間、死刑確定者として拘置された。特に、死刑確定後の34年間に渡って袴田が置かれた状況は過酷であり、そのせいで袴田は精神を病むことになった。

#### (イ) 袴田の即日告知・即日執行による恐怖と苦痛

袴田の死刑確定後、袴田が完全に精神を病む前の1987年12月の手紙(甲E20-3)において、袴田は、

「死刑囚とは1日24時間そのすべての時間にわたって死を意識して暮らすのが普通です。(略) 昼間は客観的な生そのものがあしたの死を意識させるものであり、又、夜は夜で刑場に引かれる夢の中で絶望の何たるかを知り尽くすものです。」

と心境を語っている。

袴田に対する死刑判決が確定した時点(1980年)では、既に即日告知・即日執行の行政運用がなされていた。

昼間は生きていられても、明日は死刑を執行されかもしれないと怯える。袴田はそのような即日告知・即日執行の恐怖の中で、34年間に渡って毎日を過ごしてきたのである。これは、即日告知・即日執行の行政運用が維持されていること自体による恐怖や苦痛である。それがいかに重いものかは、ここで詳細に語るまでもなく明らかである。

即日告知・即日執行による死刑執行の恐怖が毎日続く中で、袴田の精神は崩壊してしまった。袴田の精神が崩壊してしまったことは、公知の事実である上、既にこれまでも上告人らは報道や袴田自身からの手記を引用し、立証してきた(甲E22から24)。袴田は、冤罪による死刑執行の恐怖と、即日告知・即日執行の恐怖の二重の苦痛により「精神を病んだ」のである。

再審が正しく機能し、袴田に対して実際に死刑が執行されることは回避できたものの、この34年間毎日蓄積した恐怖や苦痛は現に生じてしまっている。死刑執行が回避できたからといって、袴田の精神状態が元に戻ることはない。

#### (ウ) 小括

即日告知・即日執行が維持されていること自体によって、死刑確定者には恐怖や苦痛が日々生じている。将来の死刑執行の時点で即日告知・即日執行が改められれば、毎日蓄積した恐怖や苦痛は消えないまでも、無視できるほど小さ

くなるのだろうか。そんなはずはない。

既に蓄積した恐怖や苦痛は、即日告知・即日執行による死刑が実施されなかったからといって無視してしまえるような軽いものではないことは、袴田の例から明らかである。それが自分の死刑執行時に適用されないからといって、消えてしまったり慰謝されてしまったりするようなものではない。

将来の死刑執行の時点で即日告知・即日執行の運用が改められたとしても、すでに日々生じている恐怖や苦痛が消えることはないし、小さくなることもないのである。

## ウ 免田栄の体験

### (ア) 死刑確定者としての極めて長期間に及ぶ勾留及び拘置

免田栄は、日本の死刑確定者として初めて再審無罪となった。

免田事件は1948年12月30日、熊本県人吉市で祈祷師夫婦が殺害された強盗殺人事件である。1949年1月に免田が逮捕され、捜査機関によって自白を強要され、同月28日に強盗殺人等の罪で熊本地方裁判所八代支部に起訴された。1950年3月23日に熊本地裁八代支部は死刑判決をし、その後、最高裁が1952年1月5日に免田の上告を棄却したことで死刑が確定した。

免田の再審請求は第5次請求まで全て棄却され、第6次再審請求で1979年9月27日に福岡高裁がようやく再審開始を決定した。1983年7月15日に熊本地裁八代支部は免田に無罪判決を言い渡し、その後に無罪が確定した。事件発生から34年6か月後に免田は釈放された。

このように免田は、死刑確定（1952年1月）から31年6か月間、死刑確定者として拘置された。

### (イ) 死刑以外の更なる恐怖や苦痛

死刑確定者として拘置されている間、免田は、

「近づいてくる刑務官の足音が、どの房の前で止まるか。奥歯をかみしめ、耳を澄ませる。背中に汗がでるのをじっとこらえる。自分でないとわかるまで、体が固まって動かなかった」

1983年に死刑囚として初めて再審無罪を勝ち取った免田栄さん（八二）は、執行がいつあるかわからず過ごした獄中生活をそう振り返る。熊本県で起きた強盗殺人事件の容疑者として逮捕され、一九五二年に最高裁で死亡が確定した後、三〇年以上も死の恐怖と隣り合わせだった。夢でうなされることこそ少なくなったものの、最近まで執行を言渡

される場面が夢に出てきたという。

(甲E2・38頁)

免田もまた即日告知・即日執行の行政運用ゆえ、突然の執行の恐怖に毎日苛まれながらの生活を余儀なくされていた。もし事前告知がされていれば、「執行がいつあるかわからず過ごす恐怖や苦痛が日々発生することはなかった。

#### エ 丸山和也の見聞きしたこと

平成19(2007)年10月30日の第168回国会・参議院・法務委員会において、丸山和也参議院議員は、次のように発言した。

「五年目に入るとなると、あしたの朝はどうなるのかなと。寝るときに、普通は人間って、まあいずれ死刑になるとなっているけれども取りあえずは寝るということがあっても、明日の朝はどうなるのかと、常にそういう不安におびえて一夜一夜を明かすことになるわけですね。これは、考えてみれば、死刑囚であろうが何であろうが非常に残酷な一つの僕は仕打ちじゃないかと思うんですね。結果的にそうになっているんじゃないかと思うんですよ。」

(甲A5 12頁)

死刑確定者にとって即日告知・即日執行は周知の事実となっていることがわかる。そして、その行政運用ゆえ、毎夜「あしたの朝は突然死刑を執行されるかもしれない」という恐怖や苦痛を感じながらの生活を余儀なくされていることがわかる。もし事前告知がされていれば、「あしたの朝はどうなるのかなと」「不安におびえて一夜一夜を明かすことにな」らない。

#### オ ある死刑確定者の体験

西日本の拘置所に10年以上収監されている60代の死刑確定者は、以下の悲痛な声を寄せている。

「毎日、自分が執行されるのではとおびえている。夜が明けるごとに油汗をかき、針1本が落ちる音も聞き逃すまいと、職員さんの行動に異常なくらい敏感になり、朝食の味が分からないほど緊張する。朝が怖く、憎いとさえ思う。」

「精神をむしばむ人も少なくない。精神的な拷問を堪え忍んだあと、死という救いしかない。明日はわが身という危機感で、とても平常心は保

てない」

(甲E21)

死刑確定者が命を奪われる死刑という刑罰とは別に、更に予告なき突然の執行という恐怖や苦痛に日々晒されており、その恐怖や苦痛が日々蓄積していつていることがわかる。

#### カ 小括

即日告知・即日執行による運用は、死刑確定者に「いつ突然に死刑が執行されるかわからない」と思わせ、「今日は執行されなかったが、明日朝起きた時には執行されてしまうかもしれない」と思わせるものである。

人にとって、死は恐怖である。一方で、人は皆いつか死ぬ。それゆえ、死刑確定者でない我々も今突然死ぬかもしれないし、明日の朝死んでいるかもしれない。しかし、我々は「突然死ぬかもしれない」、「明日の朝は死んでいるかもしれない」と強く意識して生活してはいない。いつかは間違いなく死ぬのだが、明日の朝ではないだろうと思って生活をしている。これが平常である。

死刑確定者が「いつ突然に死刑が執行されるかわからない」、「今日は執行されなかったが、明日朝起きた時には執行されてしまうかもしれない」と思わせられている状況は平常ではないことになる。異常な状態である。そして、この異常な状態により、現在までに既に恐怖が生じ、苦痛が発生していることは既に述べた。将来の即日告知・即日執行による死刑執行時に初めて恐怖や苦痛が生じたり現実化したりするのではなく、「自分に対する死刑執行時も、即日告知・即日執行に違いない」と思わせられていることで、自身に対する死刑執行よりも前の「今日」の時点で既に恐怖や苦痛が生じ、死刑確定時から「今日」までの間に既に恐怖や苦痛は蓄積している。

死刑確定者が科されている死刑は、命を奪われるという刑罰である。実際に命を奪われる相当以前である死刑確定時から「今日」までの間に、上記のような異常な状態下に置かれ、恐怖や苦痛を日々蓄積させられていつている現在の状況は、命を奪うという刑罰以外の「苦痛」を与えるものであり、憲法36条そして憲法13条に違反している。

#### (2) 権利や利益が侵害されていると思わせられている状態の継続

刑の執行に対する不服申立権（刑訴法502条）等の行使が現実には侵害されるのは、即日告知・即日執行による死刑執行が申立人らに現になされた時となるのかもしれない。また、事前告知があれば得られる「ささやかな癒し」（自己決定権）といった法益も同様に、それが現実には侵害されるのは、即日告知・即日執行による死刑執行が申立人らに現になされた時となるのかもしれない。

しかし、だからといって、死刑執行が現になされるまでは、これらの権利や利益を侵害している状態であってもよいことにはならない。今は現実的に使う余地のない（使うタイミングにない）権利や利益だとしても、それを国民に保障しなければならない立場にある国が、実害が生じないからという理由で、当該権利や利益を侵害してしまうことに問題が生じないはずがない。

憲法上の権利や利益は、国民がいざそれらの権利や利益を行使すべきタイミングで支障なく行使できさえすればよいのではない。それらの権利等が現実的には行使できないタイミングにあっても、「何かあった時にはその権利を行使し、利益を享受できる」と思えることで、安心して日々の生活を送ることができるという側面がある。「何かあった時にはその権利を行使し、利益を享受できる」と思えない状態は、その権利や利益に対する直接の制限とまでは言えなくとも、その権利や利益の保障により憲法が実現しようとした安心感のある生活に対する制限や侵害とはいえる。

即日告知・即日執行により制限される不服申立権やささやかな癒しの利益も同様である。現実にはそれらが制限されるのが即日告知・即日執行による死刑執行時だとしても、死刑執行までの普段の生活の中でも「いざ違法な刑の執行がされた際には、不服申立権を行使できる」とか「いざ死刑執行がされる時にも、（事前告知がされることで）ささやかな癒しの利益を享受して、死を迎えることができる」と思えることで、安心して日々を過ごすことができる。しかし、現在は被上告人国が即日告知・即日執行の行政運用を維持しているため、上告人らは当該権利を行使し、利益を享受できるとは思えない状態に余儀なくされている。それゆえ安心した生活を送ることができない状態に余儀なくされている。

死刑確定者が科されている死刑は、命を奪われるという刑罰である。実際に命を奪われる相当以前である死刑確定時から「今日」までの間に、このような状態に余儀なくされている現在の状況は、命を奪うという刑罰以外の「苦痛」を与えるものであり、憲法36条そして憲法13条に違反している。

申立人らに対する死刑はいつ執行されてもおかしくない。明日の朝に執行されるかもしれない。そういう状態に置かれている死刑確定者にとって、今の即日告知・即日執行の行政運用のままであれば、自分に対する死刑執行時には不服申立権を行使できない、とか、事前告知がされることで得られるささやかな癒しの利益を享受できないと思わせられている状態は、苦痛の程度が非常に強い。その日々蓄積されている非常に強い苦痛は、即日告知・即日執行が改められたからといって、消えてしまったり、無視してしまえるほどに小さくなったりする、などといえるはずがない。

#### 第4 結論

原判決には、憲法違反があり、破棄を免れない。

上告人らが望むのは、原判決が差し戻した行政事件訴訟法上の当事者訴訟の

審理と同一法廷（大阪地裁）での実体審理である。それによって、両事件とも同一の証拠調べがなされることになり、即日告知・即日執行の違憲性や違法性が明らかになり、この問題に対する統一的な解決を図ることができる。

最高裁におかれては、地裁において即日告知・即日執行の問題に対する審理を尽くすべく、原判決を破棄され、大阪地裁に事件を差し戻されたい。

## 第5 付言・・・日本の司法の名誉のために

最後に、最高裁に対して申し上げたいことがある。日本の人権状況と司法についてである。

これまで何度も主張したように（特に、第1審の2023年（令和5年）1月20日付原告準備書面（11）3頁で述べたように）、国連、特に規約人権委員会は、第4回から第7回の日本政府の報告書に対する総括所見で、4度（20年である）にわたって、要するに「日本の裁判官に国際人権規約（人権の世界水準）の学習が足りていないこと、国際人権法をもっと勉強しろ」と繰り返し勧告している。

最高裁の裁判官（関係者《調査官》も含む）が、この勧告の事実をご存知かどうかはわからないが、「世界が、日本の司法、特に裁判所に対して、何度もこのような勧告をしていること」は重い事実である。

この事実を前にして、私たち代理人は、同じ法律家として、世界に対して「恥ずかしい」と思っている。

このような状況を、最高裁はどのように考えられるのか。

この裁判は、日本の「司法の鼎の軽重」が世界に問われている。

最高裁におかれては、日本の司法の名誉のために、本件について、裁判所が国際人権規約を踏まえた法の解釈を行い、即日告知・即日執行が違憲、違法、そして国際人権規約違反であると宣言する機会を確保すべく、本件を大阪地裁に差し戻していただきたく、強く要望する次第である。

以上